民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）に関する入札説明書への質問に対する回答

No	資料名	ﾍﾟｰｼﾞ	行	項目名	質問	回答
1	00_入札説明書	5	29	１１ 入札（入札書及び第二次審査資料の提出）（２）第二次審査資料イ第二次審査資料の取扱い	入札説明書11(2)イ(イ)にいう『日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利』には、第三者の著作権も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、第二次審査資料又は提案内容について第三者の著作権侵害が判明した場合、入札参加者が当該侵害により生じる責任を負うことに加え、第二次審査における不合格、入札の無効、落札者決定の取消しその他の入札手続上の措置が講じられることがあるか、その場合の判断基準と併せてご教示ください。	日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利には著作権も含まれます。入札参加者が作成した第二次審査資料が各種法令に反し第三者の権利を侵害した際に係る責任は、関係法令及び入札説明書等によるものとし、ただちに第二次審査の不合格、入札の無効、落札者決定の取消等入札手続上の措置が講じられるものではありません。なお、権利者からの申し立て及び防衛省側からの確認により各種法令に基づき第三者から権利の保護に関する第二次審査資料の全部又は一部使用差止等、当初入札時に使用された書類に変更があった場合のじ後の措置については、入札公告や各種関係法令に従い検討いたします。
2	00_入札説明書	5	32	11 入札（入札書及び第二次審査資料の提出）	第二次審査資料の一部を公表する場合、公表前に公表予定箇所を当該入札参加者に提示し、営業秘密、ノウハウ、独自の手法その他競争上の地位を害する情報が含まれていないかを確認し、非公表を申し入れる機会が設けられるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、公表により入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容については公表の可否に関する協議を行うことを想定しております。
3	00_入札説明書	6	20	14 入札価格	入札価格の算定上、消費税率の変更、法令変更、要求水準の変更その他契約締結後に生じる価格調整事由は、入札価格に織り込まず、事業契約書（案）の各調整条項に従って処理するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	00_入札説明書	7	23	15 落札者の選定方法	同日に再度入札を行う場合について、再度入札では入札価格のみを変更するとの理解でよろしいでしょうか。また、入札価格の再検討に与えられる時間をご教示ください。	再度入札において変更するのは入札価格です。再度入札を行う場合の提出時刻その他の手続は、当日の状況を踏まえて入札執行者から示しますが、再検討の時間は15分～30分程度を想定しております。
5	00_入札説明書	15	6	別紙2	競争的対話における質問回答が入札条件としての効力を有することから、口頭での回答を含め、発注者が議事録又は書面による回答書を作成し、当該入札参加者との間で内容を確認した上で確定するとの理解でよろしいでしょうか。	競争的対話の質疑及び回答については、防衛省が書面による事前質問及び個別対面による口頭回答を含めた質疑・回答書案を作成し、当該入札参加者との確認を経た上で確定する予定です。確定した質疑・回答書は入札説明書等の一部を構成し、同等の効力を有します。
6	00_入札説明書	15	6	別紙2	競争的対話における回答のうち、特定の入札参加者の提案内容又は営業秘密に関わるものは、当該入札参加者のみに開示され、他の入札参加者には開示されないとの理解でよろしいでしょうか。	特定の入札参加者の提案内容又は営業秘密が、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断される場合には、公表しないことがあります。
7	00_入札説明書	16	24	別紙2	競争的対話に出席可能な人数の上限をご教示ください。また、弁護士、ファイナンシャルアドバイザーその他の外部アドバイザーを出席者に含めることは可能でしょうか。	競争的対話の出席者は最大20名を予定しておりますが、会場次第では変更になる可能性もあります。アドバイザー等の参加は可能です。
8	01_事業契約書（案）	－	2	冒頭	事業契約書（案）冒頭の事業名が「民間船舶の運航・管理事業（貨物船等）」となっていますが、「民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）」の誤記との理解で相違ないでしょうか。契約締結時には表記が統一されるとの理解でよいか、ご教示ください。	標記については誤記となりますので、事業契約締結時には修正したものをもって行うものとします。

9	01_事業契約書（案）	2	26	第4条第3項	契約書類間の疑義について協議が調わない場合の最終的な解決方法及び判断基準をご教示ください。その際、入札時点で合理的に予見できない追加義務を事業者に課す解釈は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	契約書類間の優先適用関係については基本的に事業契約書（案）第4条第2項によりますが、疑義が生じた場合には同条第3項に基づき当事者間で誠実に協議します。協議によっても解決しない場合は、同契約及び関係法令に従い解決することとなります。なお、契約書類の解釈に当たっては、入札時に事業者が合理的に予見することができなかった義務を、契約書類上の根拠なく新たに事業者に課すことを意図するものではありません。
10	01_事業契約書（案）	2	29	第4条第4項	提案書類の内容のうち要求水準を上回るものとして契約上の義務となる事項は、事業契約締結前に発注者と事業者が確認し、一覧化するとの理解でよろしいでしょうか。また、説明的記載、参考値、努力目標及び将来の検討事項は、明示的に義務として合意されない限り要求水準として扱われないとの理解でよろしいでしょうか。	提案書類に記載された内容は、事業契約書（案）第4条第4項に従い取り扱います。また説明的記載、参考値、努力目標及び将来の検討事項等、提案内容については明示的に義務として合意されない限り要求水準として扱われないものではありません。
11	01_事業契約書（案）	4	4	第7条	事業期間の延長が行われる場合には、サービス対価、必要な修繕・更新費、保険、資金調達費、物価変動及び延長後の残存価値等について改めて協議し、書面合意するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	01_事業契約書（案）	5	5	第10条、第53条、附則第1条	担保設定等の承諾又は同意について、申請に必要な資料、審査基準及び標準的な回答期間をご教示ください。具体的な内容については「発注者」と金融機関等の間で締結する予定の直接協定において協議する予定です。	承諾又は同意の要否及びその手続は、対象となる権利又は担保の内容に応じて個別に判断します。
13	01_事業契約書（案）	5	5	第１０条第１項 権利義務の譲渡等	サービス対価が支払われる借入人SPCの口座への質権設定は可能でしょうか。	事業契約書（案）第10条第2項に基づき発注者の事前承諾を得た場合に限り可能です。
14	01_事業契約書（案）	5	5	第１０条第１項 権利義務の譲渡等	借入人SPCの口座への質権設定が可能である場合、第10条第1項に照らし、防衛省の事前承諾の要否と手続をご教示ください。	No.13の回答をご参照ください。手続き及び条件等については金融機関等の間で締結する予定の直接協定において協議する予定です。
15	01_事業契約書（案）	5	5	第10条第1項	本事業に融資を行う金融機関等のための担保設定については、対抗要件具備のための承諾書の作成へのご協力を含めて、ご承諾をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関等による担保権設定及び対抗要件の具備を承諾するか否かは、実際に承諾依頼があった時点で決定します。 ただし、PFI事業における資金調達においては、直接協定の締結を前提として、「事業者」の地位・権利・資産等に対する担保権の設定が一般的である点は認識しています。
16	01_事業契約書（案）	5	13	第１０条第３項 権利義務の譲渡等	船主代替実施時に、借入人SPCと船舶管理等を実施する業務委託契約の地位譲渡予約を設定することは可能でしょうか。	船主代替実施時における業務委託契約上の地位譲渡予約の設定の可否については、No.61に示した承諾が行われることが前提となります。 船主代替の実施後における地位譲渡予約の設定の可否については対象契約、譲受予定者、実行条件及び本事業の安定的継続への影響等を踏まえ、 事業契約書（案）第10条第3項に基づき個別に判断します。
17	01_事業契約書（案）	5	13	第１０条第３項 権利義務の譲渡等	船主代替実施時に、借入人SPCと船舶管理等を実施する業務委託契約の地位譲渡予約の設定が可能である場合、予約の設定時と実行時のそれぞれについて、第10条第3項に基づく防衛省の事前承諾の要否をご教示ください。	それぞれについて事前の承諾が必要です。

18	01_事業契約書（案）	5	5	第10条、第53条、附則第1条	プロジェクトファイナンスに伴う担保設定及び直接協定の締結について、発注者が金融機関と協議し、ステップイン権、治癒期間、解除前通知その他の一般的な事項を定める直接協定を締結することは可能でしょうか。	PFI事業における資金調達を目的とした直接協定の締結が一般的である点は認識しています。その上で、事業契約書（案）附則第2条に基づき、発注者は必要があると認める場合には融資金融機関等と協議します。直接協定の締結の可否及びその内容については、融資条件及び本事業の安定的継続への影響を踏まえ、金融機関等との協議により決定します。
19	01_事業契約書（案）	6	2	第13条第2項	第三者が権利を有する図面、ソフトウェア等は著作権移転の対象外とし、発注者に必要な使用権を許諾することで足りるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	01_事業契約書（案）	6	24	第15条	第一次審査資料に選定企業として記載した企業について、事業スキームの変更その他合理的な理由がある場合、第二次審査資料の提出前に発注者の承諾を得ることにより、削除又は変更することが可能との理解でよろしいでしょうか。承諾に必要な手続及び判断基準もご教示ください。	入札説明書８（４）によるものとします。
21	01_事業契約書（案）	6	24	第15条	船舶調達業務を選定企業に委託又は請け負わせる場合、当該選定企業が自ら造船工事を実施する必要はなく、造船所への発注を通じて船舶を調達することで足りるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	01_事業契約書（案）	6	24	選定企業の変更等	船員雇用・養成を受任する選定企業から、業務の一部を再委託または下請負させる場合に、事業者が自ら担うべき業務（例：雇用計画書の作成、就業規則の策定、労務管理全般、教育・訓練の実施、予備自衛官等の確保・確認、報告）の範囲を、「業務の主たる部分の一括再委託の禁止」の観点からご教示ください。	業務の主たる部分に該当するか否かは、再委託等の対象となる業務の範囲、内容及び重要性を踏まえて個別に判断します。選定企業は、船員雇用・養成業務について主体的な役割及び責任を担うものとし、業務の全部又は主たる部分の一括再委託は認めません。
23	01_事業契約書（案）	7	4	第16条	再委託の禁止については、入札説明書 別紙1 第2 3.(1) イ にあるように、事業契約第16条の例外を追加されるご想定でしょうか。	事業契約書（案）第40条第3項によるものとします。
24	01_事業契約書（案）	9	20	第24条、第85条	発注者が事業者に対して有する債権をサービス対価と相殺する場合、相殺対象は弁済期が到来し、金額及び発生原因に争いのない債権に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	相殺については、関係法令及び事業契約書に基づき取り扱います。相殺の可否は、対象となる債権の内容及び個別の事実関係を踏まえて判断します。
25	01_事業契約書（案）	11	15	第29条	第29条に基づき提出する保険証券その他の証憑について、指定の様式又は必須記載事項がある場合には、入札前にご提示ください。また、履行保証保険と船舶保険等で提出書類が異なる場合は、それぞれ必要書類をご教示ください。	指定様式はありません。なお、記載が必要な事項については事業契約書別紙５によるものとします。また、履行保証保険を結ぶ際の手続きにつきましては入札心得による他、落札後に落札者と協議いたします。
26	01_事業契約書（案）	11	36	第30条第3項	協議が調わない場合に発注者が定める「合理的な変更」としてはどのようなものをご想定でしょうか。	「合理的な変更」については、要求水準の変更が必要となった具体的な事情に応じて判断することとなるため、現時点で一律にお示しすることは困難です。発注者が事業契約書（案）第30条第3項に基づき変更を定める場合には、本事業の目的、変更の必要性、事業の実施への影響等を踏まえ、合理的な範囲で定めることを想定しています。
27	01_事業契約書（案）	12	6	第31条	変更に伴う増加費用、金融費用、保険料、許認可費、船員費その他の費用について、負担額が確定する前に変更履行を求められる場合の支払・精算方法をご教示ください。	要求水準の変更とサービス対価の変更について同時に変更契約を行うため、サービス対価が確定する前に変更後の要求水準の履行を求めることは想定しておりません。

28	01_事業契約書（案）	12	36	第32条	第32条その他本契約に基づく事業者の損害賠償責任について、事業者の故意又は重過失による場合を除き、通常かつ直接の損害に限定し、一定の責任上限を設定する予定はありますでしょうか。	ご提案の責任制限条項を追加する予定はありません。事業者の損害賠償責任は、事業契約書及び関係法令に従います。
29	01_事業契約書（案）	12	36	第32条	同一の事象について、サービス対価の減額、支払留保、違約金及び損害賠償が適用される場合には、発注者が同一の損害について重複して回収することがないよう調整されるとの理解でよろしいでしょうか。	同一の損害について、重複して填補又は回収するものではありません。サービス対価の減額、支払留保、違約金及び損害賠償はそれぞれ異なる規定によって課される措置であり、事業契約書（案）及びその別紙の関係規定に従い、個別の事実関係、発生した損害の内容及び当該損害の填補状況を踏まえ措置を実施します。
30	01_事業契約書（案）	13	20	第34条	法令変更により事業者に増加費用又は損害が生じる場合、法令変更の一般性又は本事業への特別な影響の有無にかかわらず、本事業に直接関連する合理的な増加費用は協議及び精算の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	法令変更に伴う増加費用又は損害の負担は、事業契約書（案）第34条に定める区分及び手続に従います。全ての増加費用を一律に発注者負担とするものではありません。
31	01_事業契約書（案）	14	20	第35条	不可抗力により本事業船舶の調達又は運航開始が遅延した場合、事業期間及び各期限は影響期間に応じて合理的に延長され、当該遅延のみを理由とする違約金、減額又は解除は行われないとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による履行遅延等の取扱いは、事業契約書（案）第35条及び別紙6に従います。船舶運航開始予定日の変更、増加費用の負担その他の取扱いは、同条及び別紙6に定める手続及び負担区分に従います。
32	01_事業契約書（案）	15	1	第36条、第92条	当事者の責めに帰さない事由による一時中止について、サービス対価、増加費用及び長期化した場合の事業者の解除権の取扱いをご教示ください。	当事者の責めに帰さない事由（法令等の変更、不可抗力）による一時中止の場合の費用等の取扱いは、事業契約書（案）第36条第6項に基づき、第34条又は第35条の規定に従います。なお、解除権の行使については第34条第7項及び第35条第7項に基づき発注者側が行うものとしております。
33	01_事業契約書（案）	17	8	第44条第2項	10営業日以内に確認結果の通知がない場合の取扱い及び、通知遅延による工程遅延・増加費用の負担をご教示ください。	通知遅延の原因及び帰責性を踏まえ事業契約書（案）第51条の規定に基づき個別に判断します。
34	01_事業契約書（案）	17	31	第45条第2項	発注者が求めた設計変更は「発注者の責めに帰すべき事由」に該当し、合理的な増加費用及び損害は発注者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	発注者が求めた設計変更に伴う増加費用及び損害の負担は、その発生原因に応じて事業契約書（案）第45条第2項各号に従うものとし、一概に発注者の責めに帰すべき事由に該当するものではありません。
35	01_事業契約書（案）	19	27	第49条第4項	第49条第4項の「発注者の確認」について、金融機関による融資実行の前提として利用できる確認書その他の書面を発行いただくことは可能でしょうか。可能な場合、その手続、必要資料及び標準的な発行時期をご教示ください。	事業契約書（案）第49条第4項に基づく確認は契約上の業務確認であり、融資実行を保証する趣旨の確認書を発行するものではありません。金融機関向けの書面等の可否については、個別の内容を踏まえて判断します。
36	01_事業契約書（案）	20	24	第53条第2項	事業者が本事業船舶に担保権を設定する場合の発注者による承諾に付される「条件」としてはどのようなものをご想定でしょうか。	担保権の実行時に事前に金融機関等と「発注者」との間で協議すること、金融機関等は「発注者」の承諾なく担保権を実行しないこと等を含む条件を設定することが想定されますが、具体的な内容については「発注者」と金融機関等の間で締結する予定の直接協定において協議する予定です。
37	01_事業契約書（案）	20	22	第５３条第２項 本事業船舶の所有	借入人SPCの融資実行時に、本事業船舶へ船舶抵当権を設定することは可能でしょうか。	本事業船舶への船舶抵当権の設定については、 事業契約書（案）第53条第2項に基づく発注者の事前承諾が必要です。承諾の可否については、本事業の安定的継続への影響等を踏まえて判断します。

38	01_事業契約書（案）	20	22	第５３条第２項 本事業船舶の所有	借入人SPCの融資実行時に、本事業船舶へ船舶抵当権を設定することが可能である場合、第53条第2項の承諾に付される条件として想定される事項をご教示ください。	No.36の回答をご参照ください。
39	01_事業契約書（案）	22	10	第57条第3項	「やむを得ない事情」が不可抗力に該当する場合、係留施設変更に伴う合理的な増加費用及び損害は第35条に従って分担されるとの理解でよろしいでしょうか。	「やむを得ない事情」が不可抗力に該当する場合は、事業契約書（案）第35条及び別紙6に従って取り扱います。具体的な事情を踏まえ個別に判断します。
40	01_事業契約書（案）	22	13	第57条第4項	発注者の要請により係留施設を変更した場合、回航費、係留料、施設整備費、警備費、許認可費、保険料、船員配置費その他の合理的な増加費用及び損害は発注者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	発注者の要請による係留施設変更に伴う増加費用等は、事業契約書（案）第60条に従い、帰責事由等を確認した上で取り扱います。
41	01_事業契約書（案）	28	1	第74条第4項、第80条第6項	運航経費その他の条件について合意できない場合の決定方法及び、仕様又は条件が不合理な場合に事業者が輸送役務契約の締結を拒否できる範囲をご教示ください。	決定方法としては、防衛省と事業者の間での協議が想定されます。仕様については、船舶の能力上、積載できない輸送所要（物理的に積載できない人員及び車両数、船舶内に積載できない大型装備品等）や航行できない地域への運航が考えられます。条件については、運航日程上、物理的に難しい場合や気象・海象の影響で運航できない合理的な理由がある場合が考えられます。
42	01_事業契約書（案）	29	2	第77条、第80条	運航判断要件について、事業開始後の協議が調わない場合の決定権者、判断基準及び決定期限をご教示ください。また、決定内容により追加費用又は損害が生じる場合の負担関係もご教示ください。	当該要件に基づく個別の運航可否についても、事業契約書（案）第77条及び第80条の規定に従い、具体的な輸送所要、船舶の運航可能性その他の事情を踏まえて協議し、合理的に判断することを想定しています。現時点において、協議が調わない場合の一方当事者による最終決定権又は一律の決定期限を別途定めることは想定していません。また、運航判断要件の作成内容による追加費用又は損害については想定しておりませんが、第71条に基づき発生原因等を踏まえ個別に協議の上判断いたします。
43	01_事業契約書（案）	30	9	第79条	防衛出動船舶について船舶検査証書を再取得するために必要となる定期検査の申請・受検費用、修繕費、回航費、船員費その他の合理的な費用は、発注者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	防衛出動等運航後の検査、修繕等に要する費用は、原則として発注者が負担することを想定しています。具体的な負担範囲については、費用の内容、発生原因及びサービス対価に含まれる費用との重複の有無等を確認し、事業契約書（案）の関係規定に従って個別に判断します。
44	01_事業契約書（案）	32	31	第85条	支払留保は、業務不履行に関連する費目及び船舶に係る金額に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。船舶調達費、調達利息又は業務不履行と無関係な他船であるサービス対価を含む全額留保は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	「当該支払対象期間に係るサービス対価」を対象とします。したがって、支払留保の対象が業務不履行に直接関連する費目又は船舶に係る金額のみに限定されるものではありません。業務不履行により減額が発生する場合、減額の内容が確定するまでは該当する回の債権債務が未確定となるため、同時履行の観点から、原則として該当期間全体のサービス対価の留保を行うものとなります。
45	01_事業契約書（案）	33	32	第85条第7項	要求水準を達成しない「おそれ」のみを理由として支払留保は行われず、客観的根拠により具体的な未達可能性が確認された場合に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の減額その他の措置は、事業契約書及び別紙３に定める業務不履行の有無その他の要件に基づき取り扱います。単なる抽象的なおそれのみを理由とするものではありません。
46	01_事業契約書（案）	34	21	第88条第2項	第88条第2項の「発注者が認める第三者」には、当該船舶の船舶保険を引き受ける保険会社又は同社が選任するサーベイヤーが含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第88条第2項ただし書きのとおり、「全損」に関する故意又は重過失の存否を証明する第三者には、「本事業船舶」に対する普通期間保険（船体保険）を付保した保険会社及び同社が選任するサーベイヤーも含まれます。

47	01_事業契約書（案）	34	21	第88条第2項、第89条第2項	第88条第2項及び第89条第2項の「故意又は重過失」は、民法その他の関係法令及び裁判例に従い解釈され、保険契約上の認定のみをもって当然に決定されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	01_事業契約書（案）	35	25	第89条第5項、同条第6項、第96条第2項、第97条第2項、第99条第2項、第100条第2項	「合理的な増加費用」には、金融機関からの資金調達に伴う金利に加え、遅延利息やブレークファンディングコスト等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	発注者に起因する事由により金融費用の発生が避けられない場合は、合理的な範囲で「合理的な増加費用」に含まれます。 法令等の変更等又は不可抗力により発生する合理的な増加費用については、 事業契約書（案）第34条第4項及び第35条第4項の規定に従います。
49	01_事業契約書（案）	36	9	第90条第12号	要求水準未達の場合の解除事由が規定されていますが、他の事由との平仄の観点からは、重大性のある要求水準の未達に限り本号が適用されるとの解釈でよろしいでしょうか。事業契約書（案）別紙3（業績等の監視及び改善要求措置要領）に定める「契約解除」の項目に記載されているとおり、「改善勧告を繰り返しても、業務不履行の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると認められた場合」に該当することが前提となるものと理解しております。	ご理解の通りです。なお、当該事由に該当するか否かについては、その事象によって判断すべきことであると認識しておりますので、協議の上決定がなされるものと考えております。
50	01_事業契約書（案）	37	33	第95条～第96条、第98条～第99条	いずれかの船舶の帰責事由により事業契約の全部が解除された場合、他の帰責事由が発生していない船舶についても第95条各項・第98条各項が適用されることとなりますでしょうか。あるいは、帰責事由が発生していない船舶については発注者帰責として第96条・第99条が適用されますでしょうか。	事業者の帰責事由により事業契約の全部を解除することとなった場合、字義どおり事業契約の対象であるすべての船舶に対して本条各項が適用されることになりますので、いずれの船舶に起因するかは問わず、すべての船舶について本項が適用されることになります。
51	01_事業契約書（案）	38	18	第96条第1項	「解除時出来高金額」及び「解除時現状復旧費用」には、改造等費用金額のみならず、保険料、建中金利、融資組成手数料、その他船舶調達に関する初期投資費用（各種アドバイザー費用（法務、会計・税務、ファイナンシャルアドバイザー等）を含むがこれらに限らない。）等、出来高を構築するために必要となる合理的な費用等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のような各種費用については、当該出来高に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で「解除時出来高金額」及び「解除時現状復旧費用」の対象となります。具体的な取扱いについては、事業者と協議のうえ、発注者が決定します。
52	01_事業契約書（案）	41	23	第101条	第101条に基づく複数の協議事項について、契約終了時の取扱いを一体として確定するため、合理的な範囲で一括して協議及び合意することは可能でしょうか。	必ずしも各「協議」について個別の対応を要するわけではありませんが、必要に応じて実施します。
53	01_事業契約書（案）	41	23	第101条	残存価値について、評価基準日、評価主体、評価方法、市場売却価格・第三者鑑定価格・帳簿価額等の適用順位、改造部分と原船価値の区分、評価費用の負担及び評価額について争いがある場合の解決手続をご教示ください。	事業終了時における本事業船舶の状態、市場環境その他の事情を踏まえて判断することとなるため、現時点において、評価基準日、評価主体、評価方法、市場売却価格・第三者鑑定価格・帳簿価額等の適用順位、改造部分と原船価値の区分、評価費用の負担その他の具体的な評価手続を一律に定めることは想定していません。必要が生じた場合には、事業契約書等の規定に基づき、発注者と事業者との間で協議の上、適切に取り扱うことを想定しています。なお争いのある部分について協議によっても解決しない場合は、同契約及び関係法令に従い解決することとなります
54	01_事業契約書（案）	41	26	第101条	本事業船舶のスクラップ処分により収益ではなく処分費用、原状回復費用その他の合理的な費用が生じる場合、その費用の負担主体及び精算方法をご教示ください。	スクラップ処分の実施場所等の条件を防衛省が指定することにより、処分に係る経費及び手数料が増大し損失が発生した場合は、事業契約書（案）第101条に基づき協議を行うことも可能です。

55	01_事業契約書（案）	41	23	第101条	残存価値又は第三者への譲渡収益の算定において、事業者がサービス対価の対象外として自己資金により実施した追加投資、機能向上又は民間収益事業により生じた価値増加部分は、事業者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	残存価値の評価方法については、事業期間終了時点における船舶の状態、市場環境等を踏まえて判断されるため、現段階で一概にお答えすることはできませんが、協議等により、発注者が認める部分についてはご理解の通りです。
56	01_事業契約書（案）	41	23	第１０１条 契約終了時の本事業船舶の取扱い	譲渡(またはスクラップ処分)の価格が低く経費及び手数料を差し引いた金額がマイナスとなる場合、防衛省は事業者に対し、その差額(マイナス分)を補填しますか。補填しない場合、そのマイナス分は事業者の負担となりますか。	No.54の回答をご参照ください。
57	01_事業契約書（案）	41	23	第１０１条 契約終了時の本事業船舶の取扱い	事業終了時の本事業船舶の価値(出口価値)をどのように見込むべきか、指定または留意事項はありますか。	出口価値は、事業終了時の船舶の状態、処分方法等を踏まえて協議の上合理的に決定いたします。現時点で特定の評価額又は評価方法は指定しません。
58	01_事業契約書（案）	46	21	附則第1条第2項	本事業に融資を行う金融機関等のため、出資者が保有する事業者の株式及び事業者に対する貸付債権等に担保権を設定する場合、本事業の安定的な継続を妨げないこと等を条件として基本的には同意いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の株式又は事業者に対する債権への担保権の設定については、事業契約書（案）附則第1条その他の関係規定に従い、発注者の事前の書面による同意が必要となります。手続き及び条件等については金融機関等の間で締結する予定の直接協定において協議する予定です。
59	01_事業契約書（案）	46	21	附則第１条第２項 出資者の誓約	借入人SPCの株式に対する質権設定は可能でしょうか。	借入人ＳＰＣの株式への質権設定については、 事業契約書（案）附則第1条第2項に基づき発注者の事前承諾を要します。承諾の可否については、本事業の安定的継続への影響等を踏まえて判断します。
60	01_事業契約書（案）	46	21	附則第１条第２項 出資者の誓約	借入人SPCの株式に対する質権設定が可能である場合、同意を求める時期と、質権の実行により株式が融資金融機関等へ移転する場合の、基本協定書(案)第5条第3項第一号の議決権保有比率の条件および出資者誓約書の取扱いをご教示ください。	質権実行時の議決権保有比率の条件及び出資者誓約書の取り扱いについては、質権設定の内容や質権実行時の株式の移転先等、本事業の安定的な継続への影響等を踏まえ、融資金融機関等と協議の上、個別に判断します。
61	01_事業契約書（案）	46	26	附則第２条 融資団との協議	SPCの融資金融機関等と防衛省との間の直接協定書に船主代替条項(担保権の実行等に際し、融資金融機関等が指定する者に本事業船舶の所有者を代替させる旨の条項)を定めることは可能でしょうか。	直接協定に船主代替に関する条項を定めることの可否については、代替者の適格性、本事業の安定的継続、契約上の地位及び船舶所有関係等を踏まえ、融資金融機関等との協議を通じて個別に判断します。
62	01_事業契約書（案）	46	26	附則第２条 融資団との協議	附則第2条の融資団との協議について、防衛省が協議の要否を判断する時期、事業者から協議を求めることの可否をご教示ください。	融資団との協議については契約相手方の融資予定等によるため、現時点では時期を定めておりません。なお、事業者から協議を求めることを妨げるものではありません。
63	01_事業契約書（案）	23	21	別紙6	別紙6の「大規模感染症」には、新型コロナウイルス感染症と同程度のパンデミックのほか、政府又は港湾当局による移動制限、入港制限、検疫措置等により本事業の履行に重大な影響が生じる場合が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力への該当性並びに損害及び費用負担の取扱いについては、別紙６の規定に従い実際に生じた事象の内容、政府等による措置の内容及び本事業への影響等を踏まえて個別に判断します。
64	01_事業契約書（案）	24	6	別紙6	第2項⑤にいう「合理的な金融費用」には、融資の期限前弁済手数料、ブレークファンディングコスト、金利スワップその他のヘッジ契約の変更又は解約費用、融資契約変更手数料その他不可抗力に直接起因する合理的な金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙６第２項⑤の合理的な金融費用への該当性は、契約条件の変更内容等を踏まえて個別に判断します。

65	01_事業契約書（案）	23	3	別紙6	造船所の倒産、主要機器の供給途絶又は検査機関の事情による遅延など、事業者が合理的に回避できない事由は不可抗力に該当し得るとの理解でよろしいでしょうか。	造船所の倒産、主要機器の供給途絶等は、それのみで当然に不可抗力となるものではありません。不可抗力への該当性については、別紙6の規定に基づき、発生した事象の原因、具体的な状況等を踏まえて個別に判断します。
66	01_事業契約書（案）	27	1	別紙8	「談合等の不正行為に関する特約条項」は、本事業・本契約の入札に関する談合等の不正行為に限られるとの理解で相違ございませんでしょうか。	ご理解の通りです。
67	01_事業契約書（案）	27	3	別紙8 第1条、第2条	SPCである「乙」の他、「乙の代理人」との記載がありますが、「乙の代理人」とは、乙からの委任に基づき、乙に代わって防衛省との契約事務を執り行う代理権を有する者をいうとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
68	01_事業契約書（案）	27	18	別紙8 第2条	基本協定書（案）上は代表企業・構成員が連帯して（第12条）、事業契約書（案）上はSPCが違約金賠償債務を負担しますが、重複して請求はされないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
69	01_事業契約書（案）	29	8	別紙9	2(1)について、上乗せが認められない利ざやとは、契約解除の対象となる船舶についての、契約解除時点において未払いの船舶調達利息の利ざや部分との理解でよろしいでしょうか。	上乗せが認められない利ざやとは、「提案書類」に記載された利ざや（スプレッド）を指します。本契約が解除された場合、「契約解除通知日」から発注者が選択した支払方法による支払日までの期間について利息を再計算しますが、事業契約書（案）第90条、第94条第1号から第3号まで（第2号については同号の遅延が事業者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）又は事業者の故意若しくは重過失による全損の場合には、利ざや部分を除いた基準金利のみを用いて再計算します。
70	01_事業契約書（案）	29	13	別紙9	2(3)について、融資者から提示のあった利ざやとは、契約解除の対象となる船舶についての、契約解除時点において未払いの船舶調達利息の利ざや部分との理解でよろしいでしょうか。	「提案書類」に記載された利ざや（スプレッド）のうち、SPC利ざやを除く金融機関利ざやを指します。本契約が解除された場合、「契約解除通知日」から「発注者」が選択した支払方法による支払日までの期間について「調達利率」により利息の再計算を行いますが、本契約第93条若しくは第94条第二号（同号の遅延が「不可抗力」による場合に限る。）又は「法令等の変更等」、「不可抗力」若しくは「事業者」の軽過失により「全損」が生じ第89条第1項より解除する場合は、「基準金利」と融資者から提示による金融機関利ざやの和を「調達利率」として利息を再計算します。
71	01_事業契約書（案）	－	－	－	金融機関から資金調達を行う際に、本事業に関する国庫債務負担行為を承認する旨の国会の議決がなされていることを確認できる資料の提示を求められますので、落札以降に当該資料をご提示いただくことは可能でしょうか。	お求めの資料がどのような資料であるのか定かではありませんが、財務省ホームページで予算書関連資料が公表されておりますので、財務省ホームページをご確認ください。
72	02_業務要求水準書	3	37	第１．４.（６） 契約終了時の本事業船舶の取扱い	事業終了後等の本事業船舶の措置第三者への譲渡対価(譲渡に係る経費及び手数料を差し引いた収益)の納付について協議し承諾を得るとしつつ、残存価値分を防衛省に支払うことを基本としています。国への納付額は、①譲渡対価から経費及び手数料を控除した収益の全額、②協議で決定した残存価値評価額、のどちらを基準とする想定でしょうか。②の場合、評価額を超える収益の帰属をご教示ください。	国への納付額及び譲渡収益の取扱いについては、契約終了時の船舶の状態、残存価値、実際の処分収益及び処分方法等を踏まえ、 事業契約書（案）第101条に基づく協議により決定します。現時点で①又は②のいずれかに一律に固定するものではありません。

73	02_業務要求水準書	4	44	6. 防衛省が実施する業務 （1）防衛省の輸送所要に関する計画立案及び事業者に対する運航指示	『輸送所要の詳細内訳（コンテナ数、品目）が確定次第、速やかに事業者に通知する』とされていますが、参考資料1『船舶運航業務フロー』では、当該詳細内訳の通知時期が運航開始日の14日前とされています。この点、運航開始日の14日前を待たず、確定した情報から順次事業者に通知され、14日前は最終的な詳細内訳の通知期限を示すものとの理解でよろしいでしょうか。また、通知済みの内容に変更が生じた場合には、変更内容が確定次第、速やかに通知されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、確定した情報から順次事業者へ通知する予定です。また、通知内容に変更が生じた場合は、速やかに情報提供する予定です。
74	02_業務要求水準書	8	35	通信機器、金庫及びシュレッダーが設置可能なスペース等を確保すること	左記の要求について、金庫及びシュレッダーについては船橋外への設置でもよろしいでしょうか。	船橋外でも問題ありません。ただし、参考資料に記載しているとおり「細部は防衛省と協議するものとする。」としているため、設置場所については協議が必要です。
75	02_業務要求水準書	8	35	通信機器、金庫及びシュレッダーが設置可能なスペース等を確保すること	想定されている通信機器の箱について、扉の開閉等の発生はございますでしょうか。	想定している通信機器は、扉の開閉等が発生いたします。
76	02_業務要求水準書	8	35	通信機器、金庫及びシュレッダーが設置可能なスペース等を確保すること	金庫及びシュレッダーについて、設置場所は施錠可能な個室である必要がありますでしょうか。	設置場所は施錠可能な個室である必要があります。
77	02_業務要求水準書	16	11	４．船舶運航業務（３）業務の実施方法ア 自衛隊訓練 （ク）陸上輸送等	『４．船舶運航業務』に定める「陸上輸送等」について、船舶運航業務を担当する企業とは別に、ＳＰＣを構成する物流会社が担当することは可能でしょうか。また、当該物流会社が、自ら実運送を行う方法に加え、貨物利用運送事業者として実運送事業者を利用する方法により、当該陸上輸送を実施することは可能でしょうか。	陸上輸送等業務についても船舶運航業務の一部となりますので、船舶運航会社により実施されるものとなります。実際に船舶を運航する企業に実施させることを求めるものではありませんが陸送業務を実施する企業についてもその部分を担当する船舶運航会社として構成してください。なお、船舶運航企業として参加する物流会社の下請や委託、輸送の発注等により実運送事業者を利用する方法も可能です。
78	02_業務要求水準書	16	1146	４．船舶運航業務（３）業務の実施方法ア 自衛隊訓練 （ク）陸上輸送等イ 緊急的な輸送	自衛隊訓練及び緊急的な輸送における陸上輸送等に係る業務を、船舶運航業務を担当する企業とは別の構成員又は協力企業が担当する場合、当該構成員又は協力企業は実施体制図その他の提案書類において、船舶運航業務の一部を担当する企業として記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
79	02_業務要求水準書	16	11	４．船舶運航業務（３）業務の実施方法ア 自衛隊訓練 （ク）陸上輸送等	陸上輸送等をＳＰＣを構成する物流会社が行う場合は、防衛省と調整・協議の上、効果的・効率的等との結論を得た場合は、個別の輸送役務契約内ではなく、防衛省と締結している中央一括契約等の枠組み（手続き簡略化のため、SPCを構成する物流会社の場合は陸・海・空自衛隊及び装備庁との中央一括契約があるため実施可能）でも実施できるとの理解でよろしいですか？	ご理解の通りです。
80	02_業務要求水準書	16	46	４．船舶運航業務（３）業務の実施方法イ 緊急的な輸送 （サ）陸上輸送等	緊急的な輸送の場合、(サ)に定める陸上輸送等に係る各業務について、船舶運航業務を担当する企業とは別に、ＳＰＣを構成する物流会社が実施することは可能でしょうか。また、陸上輸送業務等を担当する構成員又は協力企業が、自ら実運送を行う方法に加え、貨物利用運送事業者として実運送事業者を利用する方法により、陸上輸送を実施することは可能でしょうか。	No. 77の回答をご参照ください。
81	02_業務要求水準書	16	46	４．船舶運航業務（３）業務の実施方法イ 緊急的な輸送 （サ）陸上輸送等	陸上輸送等をＳＰＣを構成する物流会社が行う場合は、実施体制図等において、船舶運航業務の一部に物流会社を記載するとの理解でよろしいですか？	ご理解の通りです。

82	02_業務要求水準書	16	46	４．船舶運航業務（３）業務の実施方法イ 緊急的な輸送（サ）陸上輸送等	陸上輸送等をＳＰＣを構成する物流会社が行う場合は、防衛省と調整・協議の上、効果的・効率的等との結論を得た場合は、個別の輸送役務契約内ではなく、防衛省と締結している中央一括契約等の枠組み（手続き簡略化のため、SPCを構成する物流会社の場合は陸・海・空自衛隊及び装備庁との中央一括契約があるため実施可能）でも実施できるとの理解でよろしいですか？	No.79の回答をご参照ください。
83	03_様式集及び記載要領	2	18	構成員等変更届	第一次審査資料の提出時点では当該企業を含めず、第一次審査資料提出後に全省庁統一資格取得した上、協力企業として追加することは可能でしょうか。可能な場合、追加が認められる時期の制限と、構成員等変更届（様式5-2）で「追加」として手続きする場合に求められる添付書類をご教示ください。	入札説明書　８　（４）に基づき再度審査を行うものとなります。企業の追加を行う際の必要資料については様式５―２構成員等変更届の他、変更後のコンソーシアム形態に応じて様式３―２～様式３―５を再提出していただくことを想定しております。また追加企業についても様式集及び記載要領　第１．３．（２）に示す資料を提出してください。
84	03_様式集及び記載要領	6	17	A-1③	A-1③の「金融機関等からのバックアップサービス」として想定されるサービスの内容、提供主体及び評価対象となる関心表明書の記載事項をご教示ください。	バックアップサービスは、当初想定していた構成員・協力企業等による業務遂行が困難な場合に、その業務を代行するサービスを想定しておりますので、想定内容に伴う提供主体及び評価対象等をご記載ください。
85	03_様式集及び記載要領	17	21	G-2 賃上げを実施する企業の取り組み	『給与総額』には、従業員に対して給与その他の金銭として支給される福利厚生に係る手当等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
86	03_様式集及び記載要領	17	21	G-2 賃上げを実施する企業の取り組み	法定福利費その他会社が直接負担する福利厚生費は、『給与総額』には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
87	03_様式集及び記載要領	17	21	G-2 賃上げを実施する企業の取り組み	『前年度比で給与総額を2.5%以上増加させる旨を従業員へ表明していること』との要件について、従業員への表明・周知方法に指定はなく、各企業が適切と判断する方法によることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
88	03_様式集及び記載要領	17	21	G-2 賃上げを実施する企業の取り組み	『前年度比で給与総額を2.5%以上増加させる旨を従業員へ表明していること』について、表明を行ったことを証するために必要な方法又は提出書類がある場合には、ご教示ください。	本件について、表明可能である場合、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について（通知）（防整施第９３８号。令和４年１月２１日）」の（別紙１の１）及び（別紙１の２）に示されている表明書を作成していただき、ご提出願います。 なお、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置についての一部改正について（通知）（防整建第９８６０号。令和８年４月１０日）」も参照してください。
89	03_様式集及び記載要領	18	26	別表 提案書類に係る記載指示事項ｇ．ワーク・ライフ・バランス等への取組状況様式番号G-2	『構成に含まれるすべての中小企業』とは、応募者を構成する代表企業、構成員及び協力企業のうち、中小企業に該当する全ての企業を指すとの理解でよろしいでしょうか。対象となる企業の範囲をご教示ください。	応募者を構成する代表企業、構成員及び協力企業のうち、中小企業に該当する全ての企業を指すことになります。なお、中小企業の定義は、中小企業庁のホームページ （chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html）をご確認ください。
90	04_サービス対価の算定・支払	3	17	2.サービス対価等の内訳	船舶サービス対価のうち、船舶整備費部分に含まれる「その他、船舶調達に関する初期投資と認められる費用」については、本事業に関連し発生する各種アドバイザー費用（法務、会計・税務、ファイナンシャルアドバイザー等）も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	弁護士費用や会計コンサル費用等の各種アドバイザー費用については、事業者の開業に伴う諸費用に含めてください。

91	04_サービス対価の算定・支払	4	16	2.サービス対価等の内訳	契約解除時点までに発生し、又は履行済みの「事業者の開業に伴う諸費用」について、解除原因に応じた精算対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。含まれる場合、算定方法及び必要な証憑をご教示ください。	船舶運航開始日到来後に契約解除となった場合、履行済みと合理的に認められる「事業者の開業に伴う諸費用」の未払額に相当する金額については、事業契約書（案）第98条第1項2号、第99条第1項2号、第100条第1項2号に基づき、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払います。
92	04_サービス対価の算定・支払	6	20	第２ 物価変動による改定	物価変動によるサービス対価の改定に用いる指標が廃止され、算定方法が変更され、又は実態との著しい乖離が生じた場合、代替指標及び接続方法は事業者と協議の上で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	指標が廃止される等、現行の算定が困難又は著しく不合理となった場合は、資料－４の趣旨を踏まえ、代替指標及び接続方法について事業者と協議の上で決定します。
93	04_サービス対価の算定・支払	8	20	2.(2) 支払スケジュール	事業契約締結後、船舶調達融資の初回利払日が船舶調達利息の基準金利決定日より前に到来する場合、当該利息は建中金利として船舶整備費に含めることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
94	04_サービス対価の算定・支払	9	9	3.各費用の支払額の算定及び支払方法	令和9年7月1日の基準金利決定後、船舶整備費及び船舶調達利息の支払日ごとの金額を確定する変更契約は、いつまでに締結する予定でしょうか。船舶調達融資の実行までに変更契約を締結できない場合、金融機関が当該支払額を確認できる通知書その他の書面を発行いただくことは可能でしょうか。	変更契約の締結時期は、予算の成立時期や事業者の手続状況等に影響を受けるため一概にお答えできませんが、減額であれば令和9年9月、増額であれば令和10年5月～6月が目途です。 また、「最終的な」支払金額を確認可能な資料は変更契約書以外に存在しないため、変更契約締結前に当該資料をお示しすることはできませんが、その計算方法は、「サービス対価の算定及び支払方法（資料-4）」に示すとおりです。
95	04_サービス対価の算定・支払	9	9	3. 各費用の支払額の算定及び支払方法	サービス対価の支払が遅延した場合、遅延利息は各支払期日の翌日から実際の支払日まで発生し、事業者が当該遅延により負担した合理的な追加金融費用も精算対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	支払遅延に係る遅延利息については、 事業契約書（案）第25条に基づき算定します。なお、追加金融費用が当然に別途精算対象となるものではありません。
96	04_サービス対価の算定・支払	14	4	第２ サービス対価の算定及び支払方法４．民間収益事業を実施する場合の利用対価の取扱い	「別途指定する控除額の根拠資料」について、お示しいただけますでしょうか。	様式集及び記載要領　別表　ｆ．　F-2②で提示いただく実施計画をもって根拠資料として示してください。なお、様式は自由とします。
97	04_サービス対価の算定・支払	15	8	第５第２項(３) 船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用の物価変動に基づく改定	資料-4 第5-2.(3)「改定方法」で、事業契約締結以降に対価を改定していない費用の「前回改定時の指標」の基準年度が、本文と算定式の定義とで異なっているように見受けられます。(本文：令和９年度の４月１０日時点で確認できる最新の指標、算定式の定義：契約後未改定の場合は令和８年度）の価格指数) 本文の「令和９年度の４月１０日時点で確認できる最新の指標」は、算定式の定義の「令和８年度の価格指数」と同じものを指す趣旨でしょうか。	ご指摘の通りCSPImの定義が誤りとなります。こちらについては契約締結時において修正いたします。
98	04_サービス対価の算定・支払	16	9	第５ サービス対価の改定 ２．船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用の物価変動に基づく改定(3) 改定方法	コンテナ船に関する以下の費用項目につき空欄となっている部分があることから、追加の費用項目がある場合はお示しいただけますでしょうか。	費用項目としては維持管理費、船員費、運航準備費となり、空白部分については誤記となります。契約締結時点で修正いたします。
99	06_基本協定書（案）	3	42	第5条第3項第2号	金融機関からの借入れ以外の方法による資金調達も想定されます。そのため、資金調達先について、「金融機関」に限らず、その他の資金提供者も含まれるよう、修正していただけますでしょうか。	承知いたしました。後日訂正公告にて修正いたします。

100	06_基本協定書（案）	3	42	第5条第3項第2号	「事業者に対する債権」は、本事業に関して事業者から委託又は請負等を受ける業務に係る債権を指すという理解でよろしいでしょうか。	「事業者に対する債権」は、本事業に関して事業者に対して有する債権を指します。業務委託又は請負に係る債権に限られません。
101	06_基本協定書（案）	4	12	第5条第3項第4号	株式の譲渡に関する甲の承諾について、承諾の可否に係る判断基準をご教示ください。また、反社会的勢力への譲渡等を除き、合理的な理由なく承諾を拒否しないとの理解でよろしいでしょうか。併せて、承諾が認められる場合及び認められない場合の具体例をご教示ください。	事業者の株式の譲渡その他の処分については、基本協定書（案）及び事業契約書（案）の関係規定に従います。承諾の可否については、株式の譲渡先についても出資者誓約書に記載する条件を遵守できること、譲渡後の出資構成や議決権保有比率及びその他の具体的な内容を確認した上で、同規定に基づき判断します。
102	06_基本協定書（案）	4	19	第5条第3項第6号	反社会的勢力の定義を追加いただけますでしょうか。	反社会的勢力の定義については基本協定書（案）別紙３　出資者誓約書　９にそれぞれ該当するものとなります。
103	06_基本協定書（案）	5	30	第8条、第11条	甲の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合、乙が本事業のために合理的に支出したSPC設立費用、金融機関・アドバイザー費用、船舶・造船所の確保費用その他の準備費用は、甲が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約が締結に至らなかった場合の費用負担については、基本協定書（案）第11条その他の関係規定に従います。なお、同条に定めのない事由により事業契約が締結に至らなかった場合の費用負担については、当該事由及び具体的な費用の内容等を踏まえて判断します。
104	07_業績監視及び改善要求措置要領	1	33	第１　総則２．業績等の監視の方法（１）⑤	⑤ その他『要求水準書』、『提案書類』に従い必要となる事項」について、業績等の監視の対象として、具体的にどのような事項をご想定されていますでしょうか。	「待機事項」及び「船舶運航（緊急時）」における実施方法等については①～④に定めるものの提出を基本としておりますが、要求水準書及び提案書類に基づき事業者が履行すべき業務のうち、個別の確認項目に明記されていない事項が生じた際に当該事項に含めることを想定しております。具体的な内容は、事業契約締結後に事業者が作成する計画等を踏まえて整理します。
105	07_業績監視及び改善要求措置要領	3	30	第２　各業務等に係る確認方法１．全般管理業務（事業者の経営状況を含む。）に係る確認方法	抜き打ちによる業績等及び要求水準の達成状況の確認に際しては、民間収益事業等に従事していた場合に於いても、民間収益事業の中断、荷役の中止や海上での停船、係留施設への帰港等が求められると理解すれば良いでしょうか。	抜き打ち確認は、業務の実施状況に応じて実施します。承認済みの民間収益事業の中断等を求めるものではありません。
106	08_民間収益事業の実施要領書	2	18	3（4）民間収益事業の実施手続き	承認済みの民間収益事業について防衛省の輸送所要により中止又は変更が必要となった場合、荷主その他の取引先に対する違約金、回航費その他の合理的な追加費用及び損害の負担関係をご教示ください。	増加費用及び損害の負担については 事業契約書（案）第84条第2項をご確認ください。なお、当該リスクを伴う民間収益事業を実施する場合は、事業者は、荷主企業等に当該リスクを適切にパススルーするものとし、本事業自体へのリスクについても十分に考慮した上、民間収益事業を実施することに留意ください。
107	08_民間収益事業の実施要領書	3	22	4（2）民間収益事業の利用対価の計算方法	事前納付額F1の基礎となる売上見込額R1について、防衛省の輸送所要、法令変更、不可抗力その他事業者の責めに帰さない事由により民間収益事業の実施可能日数が減少した場合、R1及びF1を合理的に見直すことは可能でしょうか。	民間収益事業の事前納付額については入札時の提案に基づき設定するものであり、競争条件となるため事後の変更はできません。
108	08_民間収益事業の実施要領書	1	14	事業スキーム	SPCは本事業船舶の船主として、本事業の船舶運航企業に本事業船舶を用船させ、用船料を収受することを想定しております。本事業船舶は防衛省の輸送所要に基づく運航が優先されるため、民間収益事業に使用できる日数は、防衛省の所要の状況により変動することを前提としております。このように使用日数が変動する場合でも、民間収益事業の実施に係る費用はSPCが拠出せず、船舶運航企業が負担する形態であれば、SPCは民間収益事業の収益・需要リスクを負わないものと整理でき、2(2)で認められない形態には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	事業者が民間収益事業の収益・需要リスクを負わず、当該リスクが船舶運航企業又は荷主企業等へ適切にパススルーされていることが契約上明確である場合には、実施要領書2(2)に抵触しない可能性があります。具体的な適否については、提案された事業スキームの内容を確認の上判断します。また、民間収益事業自体の判断基準については民間収益事業の実施要領書　１　基本方針をご確認ください。